

## 佐渡市宿泊施設利用促進事業補助金交付要綱

令和2年5月29日

告示第173号

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で経営に支障が生じている宿泊事業者の経営資金の確保を支援するため、佐渡市民及び新潟県民の観光需要喚起に係る割引価格での宿泊受入れに必要な費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付するために必要な事項を定めるものとし、その交付に関しては、佐渡市補助金等交付規則（平成16年佐渡市規則第55号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業 補助金の交付対象となる佐渡市宿泊施設利用促進事業をいう。
- (2) 補助事業者 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた者をいう。ただし、この者が営業する風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に供する施設は除く。
- (3) 割引価格 補助事業者が旅館業法に基づき佐渡市民及び新潟県民を宿泊させて利用者から宿泊料を受ける場合に、第6条に基づいて定めた宿泊料から第4条に規定する補助額を減じて得た額をいう。
- (4) 佐渡市民 宿泊施設利用日現在で市内に住所を有する者
- (5) 新潟県民 宿泊施設利用日現在で県内に住所を有する者
- (6) キャンセル料 佐渡市内で新型コロナウイルス感染事案が発生した場合に、市長が認める期間において利用者から受けるキャンセル料をいう。

(補助対象)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、本市内で宿泊施設を営業している事業者で、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 宿泊施設を今後も継続して営業する意思があること。
- (2) 補助事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。

(補助対象経費等)

第4条 補助事業の補助額は、第6条で定めた宿泊料及びキャンセル料の2分の1(1,000円未満切捨て)とし、一人一泊6,000円を上限とする。

(申請者の要件)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に定める要件を備えていなければならない。

- (1) 補助事業を適正かつ確実に実施できること。
- (2) 市税等を滞納していないこと(当該滞納について税務課に分割納付の誓約をしている者を除く。)
- (3) 佐渡市暴力団排除条例(平成24年佐渡市条例第33号)第2条第1号又は第2号に該当しない者であること。
- (4) 別表の左欄に掲げる措置要件に該当し、同表右欄の交付停止期間を経過していない者でないこと。

(事前の協議)

第6条 申請者は、事前に観光振興課と事業実施期間及び割引価格等について協議しなければならない。

(交付の申請及び実績報告)

第7条 申請者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業の完了の日から起算して20日以内又は3月31日のいずれか早い日までに、宿泊施設利用促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に市長が定める次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第2号)
- (2) 実績内訳シート(様式第3号)
- (3) 宿泊代金を受領したことのわかる書類

(4) 誓約書

2 申請者は、市長が認める期間においてキャンセルが発生した場合は、宿泊施設利用促進事業補助金（キャンセル料）交付申請書（様式第14号）に市長が定める次の書類を添えて請求することができる。

- (1) 宿泊がキャンセルされた人数を証明する書類等
- (2) キャンセル料を受領したことを証明する書類等
- (3) その他市長が必要と認める書類
- (4) 誓約書

（交付決定及び額の確定）

第8条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付決定を行うとともに交付すべき補助金の額を確定し、宿泊施設利用促進事業補助金交付決定兼交付額確定通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

2 前項の場合において、市長は、補助金の適正な交付を行うために必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項について修正を加えて、補助金の交付決定をすることができる。

3 市長は、審査の結果、補助金を交付しないと認めるときは、その理由を付して宿泊施設利用促進事業補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知する。

（交付条件）

第9条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助事業者に対して、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行うこと。
- (2) 市長が必要と認めて指示したときは、補助事業の実施の状況に関し、遂行状況報告書を速やかに提出すべきこと。
- (3) 市長が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は実地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応ずること。

- (4) 市長が補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、市長の指示に従うこと。
- (5) 市長が第14条第3項の規定により補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、市長が指定する期日までに返還すること。
- (6) 第14条第3項の規定により補助金の返還請求の通知を受けたときは、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を加えて返還すること。
- (7) 返還すべき補助金を期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付すること。
- (8) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に不服がある場合において、申請の取下げをしようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から10日以内に市長に届け出ること。
- (9) 市長が実施する補助事業の評価に協力し、かつ、その結果に基づく市長の判断に従うべきこと。
- (10) 補助事業年度の終了後5年間、市が実施する事後評価及び追跡調査・評価に協力すること。

（申請の取下げ）

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に、宿泊施設利用促進事業補助金交付申請取下げ書（様式第6号）により市長に申し出なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなして措置するものとする。

(補助金の支払)

第11条 市長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合は、補助事業者から提出された宿泊施設利用促進事業補助金交付請求書(様式第7号)により補助金を支払うものとする。

(補助金の経理)

第12条 補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(交付決定及び額の確定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定及び確定した補助金の額の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (2) 第8条の規定による交付の決定の内容に違反したとき。
- (3) 第9条の規定により付された条件に違反したとき。
- (4) その他法令等に違反したとき。
- (5) 本市との補助事業等に関して不正又は虚偽の報告等をしたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定及び確定した補助金の額の全部又は一部を取り消すこととなったときは、宿泊施設利用促進事業補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により補助事業者に通知する。

(補助金の返還等)

第14条 市長は、前条の規定により交付決定及び額の確定を取り消した場合において、補助事業の取消しに係る部分に関し、既に補助金が支払われているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を補助事業者に通知するものとする。

- (1) 返還すべき補助金の額

(2) 加算金及び延滞金に関する事項

(3) 納期日

3 市長は、第1項の規定により補助金の返還を請求するときは、宿泊施設利用促進事業補助金返還命令書（様式第9号）により行う。

4 市長は、補助事業者が、返還すべき補助金を第2項第3号に規定する納期日までに納付しなかった場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

（加算金）

第15条 市長は、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

2 市長は、補助事業者の申請に基づき、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金の全部又は一部を免除することができる。

3 補助事業者は、前項の申請をする場合は、宿泊施設利用促進事業補助金返還に係る加算金（免除・減額）申請書（様式第10号）により行うものとする。

（延滞金）

第16条 市長は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

2 前条第1項の規定は、延滞金を徴収する場合に準用する。

3 市長は、補助事業者の申請に基づき、やむを得ない事情があると認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

4 補助事業者は、前項の申請をする場合は、宿泊施設利用促進事業補助金返還に係る延滞金（免除・減額）申請書（様式第10号）により行うものとする。

（補助金交付の停止）

第17条 市長は、補助事業者が別表の左欄に掲げる措置要件に該当した場合は、同表の右欄に掲げる交付停止期間において補助金の交付を停止する。ただし、当該措置要件に該当した後、市からの指導等を受け、改善が見られる、又は見込まれる補助事業者については、補助金の交付の停止をしないことができる。

2 市長は、前項本文の規定による補助金の交付の停止をすることとなった場合は、宿泊施設利用促進事業補助金停止通知書（様式第11号）により補助事業者に通知するものとする。

3 別表に定める措置要件は、不正及び不適切等の行為を行った者並びにそれに共謀した者を対象とし、団体においては、団体にその代表者と主たる原因者を含めるものとする。

4 再停止の処分を受けた補助事業者の交付停止期間は、別表に定める停止期間の2倍の期間とする。

（報告及び調査）

第18条 市長は、補助金交付に関し必要があると認めるときは、補助事業者に報告を求め、又は実地に調査することができる。

2 補助事業者は、前項の規定による報告の指示があった場合は、速やかに宿泊施設利用促進事業補助金遂行状況報告書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前2項の規定により、補助事業者に報告を求め、又は実地調査を行った上で、補助事業の遂行状況等が交付決定の内容と著しく相違が見られる場合は、改善内容を明示して補助事業者に指導を行うものとする。

4 市長は、前項の指導を行ったにもかかわらず、改善の兆しが見えない補助事業に対しては、補助金交付の取消しの処分を行うものとする。

5 市長は、前項の規定による補助金交付の取消しの処分を行う場合は、第13条及び第14条の規定を準用する。

（団体名等の変更）

第19条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた後において、団体名称の変更又は所在地を変更したときは、速やかに、宿泊施設

利用促進事業補助金に係る団体名称（所在地）変更届（様式第13号）を市長に提出するものとする。

（協力事項）

第20条 補助事業者は、次に掲げる事項に協力する。

- (1) 成果に関する資料の作成
- (2) 市が主催する成果報告会等に際しての、資料作成、出席及び発表
- (3) 補助事業及び補助金の評価に係る資料の作成、情報の提供並びにアンケート及びヒアリングへの対応

（所管）

第21条 この事業の事務は、観光振興課において所掌する。

（その他）

第22条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和2年5月29日から施行する。

（失効規定）

2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に、この告示の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。



別表（第5条、第17条関係）

措置要件	交付停止期間
偽りその他不正の手段によって補助金等の交付を受け、又は融通を受けたとき。	処分を發した日又は補助金等を返還した日のいずれか遅い日から36月
補助金等の他の用途への使用があつたとき。	処分を發した日又は補助金等を返還した日のいずれか遅い日から12月
補助事業の実施に当たり、補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令、条例又は規則に違反し、当該違反行為の態様が悪質で補助金等の交付の相手方として不適當であるとき。	処分を發した日又は補助金等を返還した日のいずれか遅い日から8月
事業完了後の調査対象期間中において、期限までにその報告をしなかつたとき（天災地変等報告者の責に帰すべき事情によらない理由がある場合を除く。）。	処分を發した日又は報告をした日のいずれか遅い日から6月